

2022(令和4)年6月28日

株式会社レアル 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL048-844-8972/FAX048-829-7444

理事長 池本 誠司



申入書兼問合せ

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

貴社が運営するレッスンスクールのレッスン費用に関する貴社作成のレッスン規則（以下「本件規約」といいます）に関し、当会からの2021(令和3)年12月27日付お問い合わせ（以下「問い合わせ」といいます）に対し、2022(令和4)年1月28日付にて回答（以下「回答書」といいます）をいただきありがとうございました。貴社からのご回答を検討した結果、下記のとおり、貴社に対し、申し入れ兼問合せを致します。

つきましては、本問い合わせに対するご回答を、2022(令和4)年7月22日までに、書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。

なお、本申し入れ、及び貴社からの回答の有無・内容等は、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1 貴社ご回答につきまして

1 貴社ご回答第1段落目につきまして

(1) 貴社は、個別指導を行っていること、講師陣（貴社ご回答によれば、タレンント業をされていると思料します。）のスケジュールの都合があることを28万円もの入学金の不返還の理由とされているようです。

しかしながら、講師陣のスケジュールの都合は、少なくとも「解約の時期

を問わず一律に 28 万円もの入学金」を返還しないという根拠となるものではありません。

また、貴社は 2021 年 5 月 24 日付回答書において「レッスンはひとコマ 6 人～15 人程度の参加である」「受けるレッスンの順番に決まりはない」「オーディションは年に 20 回程度」と回答されていることからすれば、例えば 1 人が解約をしたところで直ちに講師の予定に影響を与えるものではありませんし、ましてや時期に関わらず一律に 28 万円を返還しない根拠にはならないものと思料します。

なお、貴社は、レッスンはひとコマ 6 人～15 人程度、オーディションは年に 20 回、入学の時期を年 3 回程度に固定している旨主張されていますが、令和 2 年 2 月 14 日から 8 月 27 日にわたり実施された東京都消費者被害救済委員会によるあっせん・調停事件に関する報告書(以下「あっせん報告書」といいます)、貴社は「レッスンはひとコマ 20 人か 25 人」「令和元年 8 月はオーディションを 3 回か 4 回実施した」「入学時期は決まっているわけではなく、随時やっており、ここが始まりとか終わりとかの区切りはない」と主張されており、当該主張は、今回の貴社の主張と整合しない旨申し添えます。

(2) 貴社ご回答第 2 段落目につきまして

貴社は、講師陣やレッスンの評価が他社からの評価が高く、また、個別指導を受けることができる事が最大の特徴となっていることを主張されますが、貴社の主張は、レッスン料自体が高額となる理由にはなり得ても、時期を問わず一律不返還の対象となる入学金の料金が高額となる理由とはならないものと思料します。

(3) 貴社ご回答第 3 段落目、第 4 段落目につきまして

貴社のご回答を拝見しますと、貴社ではオーディションに合格した受講者をキャストとした映画を作成しており、レッスン解約によりキャストに変更が生じた場合、脚本構成の変更が必要となるとの主張をされていると見受けられます。

しかしながら、貴社は、年に 20 回程度オーディションを実施していること、さらに上記東京都あっせん報告書によると、オーディションはひと月に 3～4 回実施しているということからすればキャストの補充が困難とはいえない。

また、貴社と受講者との契約はあくまで「レッスン受講契約」であり、映画の出演契約ではありませんので「キャストの変更」自体が貴社に損害を生じさせるものではないと思料いたします。

さらに、上記東京都あっせん・調停事件報告書によれば、貴社は、エキストラの登録に来た消費者に対しオーディションを受けるよう勧誘し、合格した際には「有料のレッスンを受けたら映画のキャストとして出す旨の証明書を出している」「自主映画はオーディションの合格者だけで作る。具体

的な企画やストーリーは、オーディションの段階では決まっておらず、レッスンの仕上がり具合で決めていく」と主張されていることからすれば、受講者が映画にキャストとして出演が決まるのは、有料のレッスンを全て受講し終わった後ということになり、レッスンが全て終わるまでは、本来的にシナリオも脚本も流動的ということとなりますので、シナリオや脚本の変更と、レッスンの中途解約により生じる損害との間の因果関係を認めることは困難です。

そして、上記のとおり「具体的なストーリーはオーディションの段階では決まっていない」という貴社のご主張を前提とすれば、シナリオ、脚本等の変更をしなければならないことを理由としたご主張も、やはり解約の時期を問わず一律に 28 万円もの入学金を不返還とする根拠にはなりません。

(4) 貴社ご回答第 5 段落目ないし 8 段落目について

貴社は、解約時期を問わずに一律不返還を前提とする 28 万円の入学金が妥当である、個別指導形式であることを考慮してもらいたいとしたうえ、入学金を 4 万～5 万円引き下げるなどを検討していることを前提とし、当会に解決案の提示を依頼されています。

しかしながら、当会から、令和 3 年 9 月 16 日付再問合せ、及び令和 3 年 12 月 27 日付再々お問合せにおいてお聞きした事項、すなわち貴社が個別の受講者のためにかける費用（当該個別の受講者の入学手続にかかる実費、施設費、写真撮影、書類作成といった実費などについての具体的な費用）についてご回答を頂けていない現状においては、貴社が再設定する予定である入学金の額が妥当性であるか否かを、当会において検討することはできかねます。

2 当会としての見解

以上を前提に、当会の見解を申し上げます。

貴社は、繰り返し、貴社のレッスンは講師陣のレベルが高く、他社からの評判も高いことや、貴社の芸能に対する熱意等をご主張されています。

しかしながら、仮に、貴社運営のレッスンスクールの講師陣のレベルが高くとも、これまで当会から繰り返しご説明させていただいた通り、大学等の入学し得る地位と事なり、貴社運営のレッスンスクールに入所し得る地位自体は対価性を有しないことからすれば、本件規約における入学金の金額は、貴社のレッスンの講師陣のレベルの高さとは無関係に生じる損害（上述した、当該個別の受講者にかかる実費の費用など。）を考慮し、場合によってはレッスンの履修状況に応じて段階的に決定される必要があります。

なお、講師陣のレベルが高い、満足度が高いといったことを、あるいはシナリオ作成にかかる費用等を理由に入学金が高額となるとご主張されるのであれば、入学金にはハイレベルなレッスンを受講できる対価や、やシナリ

才作成の費用が含まれているということなりますので、時期を問わず一律不返還とする入学金の金額に反映するのではなく、レッスン受講期間に対応するレッスン受講料そのものに反映させるべきであると思料します。

例えば、入学金については、書類作成、写真撮影など、初期の事務的な手続きにかかる費用程度とし、当該事務的な初期費用を控除した入学金相当額をレッスン受講料 20 万円に合算すれば、貴社が提供しているハイレベルなレッスンにかかる費用の請求が可能となりますし、一方で、解約時期やレッスン受講済のコマ数に応じた、妥当な解約金額の設定が可能となると思料します。

第2 申し入れ事項

以上より、現状では、貴社より、具体的に生じる損害（上述した個別の受講者にかかる実費等の費用）について、何らの説明がない以上、当会としては、入学金 28 万円に相当する損害が生じている事実が確認できず、本件規約 9 条については、消費者契約法 9 条に抵触する条項と評価せざるを得ません。

つきましては、当会としては、貴社に対し、消費者契約法 9 条 1 項により無効となる本件規約 9 条の使用を停止することを求めます。

以上

《本件に関する問い合わせ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 加藤

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444